京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例第　１５　号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

１　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）立命館大学氷室地区地区計画が変更され、この地区計画の区域の地区整備計画が変更されたことに伴い、当該区域内における建築物の用途の制限を改めることとしました。

２　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行により建築基準法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は公布の日から施行することとしました。ただし、別表第２京都橘大学地区の項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い方から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１５　号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第２立命館大学氷室地区の項中

「

建築することができる建築物　大学及びこれに付属するもの

」

を

「

建築することができる建築物 ⑴　大学 ⑵　高等学校 ⑶　前２号の建築物に付属するもの

」

に改め、同表京都橘大学地区の項中「第５２条第１項第８号」を「第５２条第１項第９号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２京都橘大学地区の項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）